

浦安市行政基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの  
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの  
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの  
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの  
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
1	条例に対する全体的な意見	出来上がりは卒なく、きれいに仕上がっていると思います。しかし、この条例の本来の目的は、高齢者が増え、生産人口が減り、税収の減収が予想される中で、今後の市政の改善には市民の市政への参画や協力が必要だからと思っていましたが、それがよく見えません。	B	行政運営の基本原則の1つに「参加と連携協力の原則」を位置付け、第3条第2号において「行政運営への参加の機会の確保に努め、市民と適切な役割分担の下、連携協力して行政運営を行う。」と規定した上で、第4条 総合計画、第8条 行政評価、第11条 参加の各条において、市民の参加について重ねて記載しています。 また、行政運営への参加に関する事項については、第11条第2項において前項に定めるもののほか、別に条例で定めることを規定しており、浦安市市民参加推進条例に委任することを示しています。	第3条第2号 第4条第1項 第8条第2項 第11条第1項 第11条第2項
2	条例に対する全体的な意見	行政については何処も同じだと思いますが、茂原市の条例とも酷似しており、浦安市の特色がはっきりわかりません。	E	参考意見とします。	
3	第3条	PDCAの原則とその前提となる記録の原則の明確化 第2章第3条に(4)(5)を追加する。 (4) PDCAの原則 市は、政策推進に際し、政策の実行と併行して、進捗状況と問題点を把握し、必要な対応をすることを通じ、政策目的を達成する行政運営を行う。 (5) 記録の原則 市は、政策推進に際し、後日検証が出来るように的確に記録を行う。 <提言の理由> 私が遭遇した事例では、「通達を発出しました」ということで、責任を果したと勘違いしている職員に少なからず存在している。PDCAサイクルを通じて結果を出す必要とその前提となる的確な記録の必要性を明記すべきと考えるため。	C	「PDCAの原則」については、第4条第3項において「市は、総合計画の進行管理を適切に行う」こと、また、第8条第1項において「市は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策や事業、予算編成、組織編成等に反映する。」と規定しています。 「記録の原則」については、第16条において「浦安市情報公開条例(平成13年条例第3号)で定めるところにより、公文書の管理及び開示を適正に行う。」と規定しています。	第4条第3項 第8条第1項 第16条
4	第8条	第8条については市が実施した結果のチェックと問題がある場合は再修正をきちんと責任を持つと記入して頂きたい。市民はこのフォロー、チェックできる役割を今後は持っていき事を明確にしないと、この条例は期待外れです。特に浦安市はPD(計画・実施)が得意かもしれないが、CA(評価・改善)が甘い気がします。	C	第8条第2項において「市は、行政評価に当たっては、市民等が参加できるよう努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表する。」と規定しています。 また、行政評価に関する事項については、同条第3項において前2項に定めるもののほか、別に条例で定めることを規定しており、新たに制定を予定している浦安市行政評価条例に委任することを示しています。	第8条第2項 第8条第3項
5	第13条	第13条の法令遵守は市民にも言えます。市民も法令は遵守し、接待や賄賂は防ぎたい。	D	浦安市行政基本条例は、浦安市における行政運営の基本原則を明らかにするとともに、行政運営に関する基本的な事項を定める条例です。 そのため、第13条 法令遵守については、市を対象とした記載となっています。	第13条
6	第15条	第15条については現状で十分なされているのか、改善しなければいけないのか、市役所の考えを伺いたい。現状では広報を月に2回配布するのは十分評価できるが、施策が住民にどの程度行きわたっているのかチェック機能が重要だと思います。	E	第15条において「市は、行政運営に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明する」と規定しています。 この基本方針に基づき、今後の広報活動を含めた行政運営に関することについて、市民により分かりやすく伝わるよう行政運営に取り組んでまいります。	第15条

浦安市行政基本条例(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの  
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの  
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの  
 D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの  
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
7	第18条	第18条については浦安市にはまじめな職員は多いが、気配りや卵の殻を割る方が少なく、組織としては多様性に欠けると感じています。現状では忙しさ、法令や上司の縛りでなかなかうまくいかず、住民に不満が多い。職員は法令遵守の中で、市民目線の業務遂行を旨としてはどうか。法令や問題があっても必要なものは市民と相談・やりくりし、積極的に改善、取り組む態度がほしい。	C	「市民目線の業務遂行」については、浦安市行政基本条例の目的として、第1条において「市民の信頼に応え、浦安市まちづくり基本条例(令和4年条例第 号)に基づく、総合的かつ計画的な行政運営を確立することを目的とする。」と規定しています。 この規定を踏まえて、市民の信頼に応えるための基本姿勢として、第18条第1項において「職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。」と規定しています。	第1条 第18条第1項
8	第18条	コンプライアンスの明確化 第4章第18条第1項を次の通り改める。 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等並に浦安市コンプライアンス行動指針を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 <提言の理由> 「浦安市行政基本条例(素案)」には、 第12条(行政手続) 浦安市行政手続条例 第14条(個人情報の保護) 浦安市個人情報保護条例 第16条(情報公開) 浦安市情報公開条例 の3条例だけが具体的に引用されている。 第18条(職員の責務)については、「浦安市コンプライアンス行動指針」を条文中に明記して、第12条、第14条、第16条と平仄を合わせるべきと考えるため。	B	第18条第1項に定める「法令等」には、日本国憲法や地方公務員法はもちろん、条例や規則、浦安市コンプライアンス行動指針など職員として遵守すべき指針も含まれます。	第18条第1項